

# 安曇野・大北地域の高等学校を考える合同部会（仮称）開催要綱（案）

## 1 目的

- (1) 隣接する安曇野地区と旧第 12 通学区の高校のあり方を併せて検討する。
- (2) 隣接する地域にある 3 校の専門高校について、活力ある専門教育のあり方を広域的・多角的に検討する。
- (3) 検討内容を「旧第 11 通学区高等学校教育懇話会」及び「大北地域における高等学校を考える協議会」にそれぞれ報告する。

## 2 構成員

この合同部会は、「旧第 11 通学区高等学校教育懇話会」及び「大北地域における高等学校を考える協議会」それぞれの構成員から選出された以下の役職者等により構成する。

- ・市町村教育長
- ・産業界の代表
- ・中学校長会の代表
- ・高等学校長会の代表
- ・その他地域の実情に応じた者

## 3 運営

- (1) 合同部会は、構成員から座長及び副座長を選出するものとする。
- (2) 座長は、合同部会を招集し、主宰する。
- (3) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- (4) 座長は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (5) その他、合同部会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

## 4 事務局

合同部会の運営のために、「旧第 11 通学区高等学校教育懇話会研究部会Ⅲ事務局（安曇野市・生坂村教育委員会）」、「大北地域における高等学校を考える協議会事務局」及び「県教育委員会事務局」により合同部会合同事務局を設置する。

## 5 開催期間及び構成員の任期

合同部会の開催期間及び構成員の任期は、「旧第 11 通学区高等学校教育懇話会」及び「大北地域における高等学校を考える協議会」に報告する内容を決するまでとする。

## 6 議事等の公開

会議は原則公開とするが、座長の判断により一部非公開とすることができる。

## 附 則

この要綱は令和 3 年 3 月 11 日より適用する。